

# 新型コロナウイルス感染症に関する 対応について (4月18日更新)

加工食品の製造販売を展開する石井食品株式会社(本社:千葉県船橋市、代表取締役社長 執行役員 石井智康、以下 石井食品)は新型コロナウイルス感染症の社内・社外への感染被害抑止と、お客様および従業員の健康や安全面を第一に考え、以下の対応を実施しております。

## ■臨時休校要請への対応 (5月10日まで延長※)

### ○方針

- ①対象範囲(後述)の従業員は欠勤する日数分、特別有給休暇として取り扱うこととする
- ②出勤できる社員で継続可能な生産体制を維持する

### ○対象範囲

- ①小学生以下の子供がおり、預け先がないなど面倒をみることができない環境にいる従業員
- ②特別支援学級の子供がいる従業員

※対象外の従業員で困難な状況にある場合は別途個別に相談を受け付け対応を行う

### ○方針の目的

- ①今回の状況により大きく影響を受ける従業員の家庭が維持できる状況を作る
- ②全国の困っている育児中の家庭に役立つ商品製造を持続できる状況を作る
- ③社内での感染拡大を防ぐ

## ■新型コロナウイルス感染症への対応 (5月10日まで延長※)

### ○方針

- ①全国3工場(千葉県、京都府、佐賀県)における工場見学の停止
- ②石井食品の主催するすべてのイベントの停止
- ③石井食品の直営店(ISHII SHOKUHIN 365 三越恵比寿店・新宿高島屋店、いしい 京都高島屋店)の臨時休業
- ④従業員が37.5度以上の発熱もしくは強いだるさや息苦しさを発生した場合は、欠勤扱いとせず特別有給休暇として出勤停止とする(出勤停止期間中は自身の体温を計測し、会社へ報告する)
- ⑤従業員の同居人が37.5度以上の発熱もしくは強いだるさや息苦しさを発生した場合は、欠勤扱いとせず特別有給休暇として出勤停止とする
- ⑥感染した場合にリスクが高い持病を持っている、または妊娠中の社員については、欠勤扱いとせず特別有給休暇を付与し出勤を回避、またはリモートワーク勤務とする
- ⑦在宅勤務が可能な社員についてはリモートワークを推奨する
- ⑧業務において不急な外出・出張をしない

※上記対応は国(政府・関係省庁)および各都道府県等の指示に従いながら期間の短縮・延長、内容の見直しを随時行ってまいります。

石井食品は、お客様および石井食品に勤務する従業員の安全確保のため新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら今後も必要な対応を実施します。お客様および関係者の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。